

○富田林市立図書館協議会規則

昭和51年5月19日

教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

第3条 削除

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。

(会議)

第5条 協議会は、図書館長の要請により、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の過半数以上出席しなければ開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、富田林市立中央図書館において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、富田林市立図書館条例施行の日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年教委規則第11号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成22年教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成24年教委規則第12号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。